

報道関係各位

件 名 自治体情報システムの標準化への移行について

1 概要

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、自治体情報システムの標準化が全国的に進められています。この法律に基づき、政令で定められた20の業務システムについて、令和7年度末までに、標準仕様書に準拠したシステムへ移行することが求められていますが、本市の移行時期が決定しましたのでお知らせします。

自治体情報システムの標準化により、効率的な行政運営と市民サービスの向上を目指し、データ品質の担保とシステムの安定稼働を維持しながら、標準仕様書準拠パッケージシステムの導入に向け、着実に取り組んでまいります。

2 内容

● 自治体情報システムの標準化への移行

(1) 移行時期

標準仕様書に準拠したシステムへ移行が必要となる20業務の移行日程は次のとおりです。本移行スケジュールは関係府省や事業者と緊密に調整の上、決定しました。

システム区分	対象業務数	移行日
生活保護システム	1 業務	令和8年1月14日
その他業務システム	19 業務	令和8年2月24日

【標準化対象20業務一覧】

①児童手当 ②子ども・子育て支援 ③住民基本台帳 ④戸籍の附票 ⑤印鑑登録
⑥選挙人名簿管理 ⑦固定資産税 ⑧個人住民税 ⑨法人住民税 ⑩軽自動車税
⑪戸籍 ⑫就学 ⑬健康管理 ⑭児童扶養手当 ⑮生活保護 ⑯障害者福祉
⑰介護保険 ⑱国民健康保険 ⑲後期高齢者医療 ⑳国民年金

(2) 自治体情報システムの標準化移行後の経過措置について

「移行後の経過措置」とは、一部機能の経過措置について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定）において定められたもので、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕

様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にするものです（期限：令和10年度末まで）。

本市においても、自治体情報システムの標準化移行後も、市民に影響のない一部機能については経過措置として段階的に実装します。

窓口業務や各種申請手続など、市民の皆様が直接利用するサービスには影響がありません。

● 自治体情報システムの標準化により期待される効果

(1) 行政運営の効率化

制度改正や突発的な行政需要への緊急的な対応等のシステム改修も標準化されるため、迅速に業務に反映させることができます。

(2) 市民サービス・利便性の向上

ア オンライン手続の拡充：市役所に行かずにスマートフォンやパソコンで申請・届出が可能になります（※順次拡充します。）。

イ 手続の簡素化：様式や手続が全国で統一され、引っ越しなどの手続が同じ様式・手続になることから、手続の簡素化が期待されます。

ウ 窓口サービスの向上：庁内での関連業務間でのシステム連携が進み、窓口での確認作業がスムーズになり、待ち時間の短縮につながります。

エ 災害対策の強化：自治体情報システムの標準化移行と併せてガバメントクラウドの利用により複数の地域（東京・大阪）にシステムとデータを保管することで、災害対策が強化され、緊急時に迅速な行政サービスの提供が可能になります。

(3) システム間の互換性確保

標準化された情報システム間では、高い水準のセキュリティを担保しつつ、データ連携、システム連携が可能になります。

(4) コスト削減・ベンダーロックインの解消

制度改正の度に生じていたカスタマイズ費用が不要になり、標準化基準への適合などにより、ベンダーロックインを回避し、パッケージを検討する際の選択肢が広がります。

● 自治体情報システムの標準化の移行に伴う対応等

(1) 行政事務標準文字の導入及び各種様式の変更 ～各種証明書や郵送物で使用する文字が標準化されます～

自治体情報システムの標準化によりシステムが統一・標準化され、業務システムで使用する文字も「行政事務標準文字」に統一されます。市が発行す

る各種証明書や郵送物に記載のある名前や住所の文字の形が、これまでと一部変わることがあります（※標準化に際し戸籍では従来の文字を保持し続けます。）。

また、標準準拠システムへ移行することにより、これまで自治体ごとに独自に定めていた通知や様式等の帳票のレイアウトが、標準仕様で規定されるレイアウトに統一されます。

(2) コンビニ交付のメンテナンスの実施

自治体情報システムの標準化へ移行するため、コンビニ交付サービスのメンテナンスを2週間程度実施する予定です。日程が確定し次第、市広報・ホームページでお知らせします。

担当者	広報情報課長 関田 純良
連絡先	Tel 986-5071（直通）